

## 第4回日進市旧市川家住宅保存活用計画策定委員会 議事録

日 時 平成25年7月17日(水)午後2時00分～5時30分  
 場 所 野方三ツ池公園交流館、旧市川家住宅  
 出 席 者 溝口正人委員長、中井孝幸副委員長、長谷川良夫委員、向口武志委員  
 牧 謙治氏(オブザーバー、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室  
 主任主査)、林 廣伸氏(設計受託者、㈱林廣伸建築事務所)  
 欠 席 者 無  
 事 務 局 青山教育長、武田教育部長、西村教育部次長兼生涯学習課長、宇佐美課  
 長補佐、長原係長、菅原主任、教育総務課 桃原係長、徳留主査  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 (1) 現地公開説明会等の結果報告  
 (2) 活用計画について  
 (3) 保存管理計画における保存部位及び部分の設定について  
 「第2章保存管理計画第2節保護の方針」の設定  
 (4) 外構・利便設備の配置について

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今より、第4回日進市旧市川家住宅保存活用計画策定委員会を開催いたします。私は、生涯学習課長補佐の宇佐美と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元にご配布をさせていただきました、次第に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、はじめに、旧市川家住宅保存活用計画策定委員会委員長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ご多忙の中、委員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。活発なご審議をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、議長の選出をいたしたいと思います。要綱第4条第2項によりまして、委員長は会務を総括することとなっておりますので、委員長に議事の取りまわしをお願いいたしたいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、要綱の規定により、代わって議事の取りまわしをします。</p> <p>なお、本日の会議の公開についてであります。「日進市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条に基づきまして、原則公開となっております。よろしくご理解ください。</p> <p>また、関連しまして、議事録作成の都合から録音をさせていただくということでご了承をお願いいたします。</p> <p>本日は、議事について本会議室で討議し、現地にて現状の確認等を行う予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、傍聴希望者はおられませんので、ご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、議題(1) 現地公開説明会等の結果報告について事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>【資料に基づき説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地公開説明会時に行ったアンケート調査については、旧市川家住宅の整備について、希望する活用方法は「歴史的建造物として公開する」が最も多く、続いて「生涯学習活動をする」、「昔の生活体験をする」、「回想法をする」、「地域の人と交流を図る」がほぼ同数だった。</li> <li>・ 具体的な詳細な活用方法については、今後詰めていかなくてはならない課題である。</li> <li>・ 管理委託先については、どのような形で市民の協力を得ていくのか、参加される方の負担感が多くなりすぎず関わっていただけるような形で進めていきたい。</li> </ul>
議長	<p>現地公開説明会を実施し、意見交換会で地元の方とお話をしたのですが、参加していただいた方にとっても日進市としても、文化財建造物を活用した施設を持つということは初めての取り組みです。</p> <p>市民と市が施設運営等で協働していくということについては、他の施設で実践されていることはあります。</p>
事務局	<p>住民の方それぞれにより、旧市川家住宅に対する思い入れの程度がまちまちであるという現実がある。市の市民と協働して運営していく実践例としては、里山リーダー会が公園運営や整備をしているような例がある。リーダーを養成するために講座を実施して、その受講生の方々に段階的に運営に関わってもらっているようなことがあります。</p>
議長	<p>今回のような、施設の運営を実際にどうやっていくか難しいケースは他市でもあることです。他県では成功例があるとしても、身近な愛知県内で文化財建造物を地域を活性化させるために使われていて成功しているところは、非常に少ない。市民が実体験として、身近なところでそういう活動を見慣れているという状況にはない。様子がわからず市の運営方法の内容がよくつかめないうところ、地元で寄りかかってくるのはかなわんなあという漠然とした不安があるということは、報告をいただいた中でよくわかります。</p> <p>むしろそれは、漠然とした不安ですから、これから共通のイメージを作っていけば、このくらいなら協力できるというように、プラスのほうへ転換していくものです。</p> <p>9月・11月と地元と話し合いをしたり、8月・9月に親子対象のワークショップなどをしていく中で、行政の担当部局と市民とともに考えていけば、良いイメージを膨らませていくことができるのではないかと思います。ソフトの面は、一朝一夕に詰まりきるものではなく、建築的な設備であるとか、文化財的な価値を踏まえたうえで、どういった保存をしていくのか、活用していくのかというところがうまく整合していくように進めていくべきです。</p> <p>報告いただいた中で、保存して修理をした上で公開していきましようというのが、トップにあがって、続いて生涯学習・生活体験・地域の交流の場などがあがってますので、一般的な結果が出ているといえます。保存の上で過酷な条件となる意見がでてくるということでもないのです、おおむね想定した範囲内で進めていけばよいのかなと思います。</p>
議長	<p>次に活用計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>方針等については第3回委員会の「第5章活用計画」の中で素案を提案したところですが、アンケートなどを受けて細部の表現を変更したい部分もあり、あらためて要点を確認したいと思います。</p> <p><b>【資料により説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開その他活用の基本方針</li> </ul> <p>公有の公開民家として、尾張地方の民家の特徴といえる「四つ建て」形式が成立する過程を理解する上で貴重な事例である文化財建造物の構造上の特色、高度成長期以前の生活様式や歴史を後世に伝える施設として保存を図り、活用・公開を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 主屋内部を公開し、市域における生涯学習の拠点施設として行事等の実施のために使用することで、活用を推進する。</li> <li>② 農村の生活について体験を通して実感し学ぶことのできる施設として活用を図る。</li> <li>③ 地域の文化財として、住民がその価値を共有できるような活用を図る。具体的には、地域住民を含む団体等の協力の下で活用する仕組みを作る。</li> <li>④ 地域における集会場所としての活用を併せて推進し、住民間の交流を通して地域の活性化を目指す。</li> </ol>
議長	<p>文言としてこうあるべきということよりも、案としてまとめられた基本方針の4つが、主に説明会等に参加していただいた方にお答えいただいたアンケートの項目と関連します。</p> <p>構造上の特色を保存して公開していくということは、文化財建造物として公開していくということです。この方針により、体験する場、地域との交流を図る場にするなら、現地でかまどを使えるようにするかどうか、夏は網戸などを整備するかどうかということに関わってきます。</p> <p>文言がどうかということよりも、整備していく方向性がずれていかないように、つまり整備をしたものの、目標とした保存がなされていないとか、施設として利用するとき使いにくい・使えない、ということが起きないように、ある程度目配せが必要になってくるので、この4つの基本方針を頭に入れておきましょうということだと思います。</p> <p>そういった見地からなにかご意見がありましたらお願いします。とくにありませんようですので、次の議題をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章保存管理計画第2節保護の方針は、整備活用していくにあたり、この基準に留意して進めていくためのものである。</li> <li>・保護の方針は、現況調査をもとにして作成した。</li> <li>・詳細な実測調査をもとにして、旧市川家の変遷がどのようにされてきたのかを平面図にあらわした。結果、おおよそ5段階の変遷があった。</li> </ul>

設計受託者	<p>市川家の現況にいたるまでの変遷の概略について説明いたします。</p> <p>5段階に分けてそれに相当する平面図を作成しました。この建物の原形をさがそうという視点については、保存活用計画を立てる中で、部材毎の基準を定めるにあたっても必要となってきます。基本的に文化財修理において、一番古い部材は存続を図るべきであろう基準1となり、この基準を定めるためにも建物の一番元となる形はどれなのかということ把握する必要があります。現状の中で部材の確認をし、理解をしながら図面を作成しました。</p> <p>現状では、上屋・下屋形式になっています。つまり茅葺屋根に瓦屋根の下屋が取り付く形をしています。しかしながら一番最初の段階では、周りにとりついている下屋が無かったのではないかと考えています。右三分の一の部分で、現存している古い柱を黒色で示してありますが、原型に近い古い形でそのまま残っている。一番北側の柱筋では、側柱から腕木を出して、今よりも外側に出ていた茅葺屋根の軒を支えていた痕跡が残っていると見ています。</p> <p>メインとなるフレームは、3つの部分に分かれている。右と中部分は現状でよく残っていますが、一番左側については、現存している部分が少なくなり推測の部分が多い図面となっています。</p> <p>第2段階が明和年間の移築時として想定している下屋をつけた段階です。第3段階が、嘉永年間の地図の段階です。細かく仕切りが入って、北側に便所が出来、西側便所はまだない段階になります。納戸側についている扉の裏側に墨書があり、天保に四代目主人が作りましと書かれてありましたので、このあたりの改変は幕末期に行われたであろうと推定されます。</p> <p>第4段階に、明治時代に現存のレンガのカマドとマヤがつけられました。第5段階は近年に改修された現状になります。風呂場の改修、アルミ戸設置、軒内のコンクリートタタキなどがなされました。</p>
事務局	<p>このような変遷をもとにし、どのような改修をしていくのかということを示したものが修理概要図になります。溝口先生、長谷川先生、林先生と現地を見ながらどのようにまとめていけばよいのかと話してきたことを表した図面となっています。江戸時代から変遷してきた旧市川家住宅の特徴的なところを時代をミックスして残すものになっています。移築時の推定平面を下にして、カッテとダイドコを一間の板敷きにしています。土間は一続きにしています。納戸とザシキの間のしきりは、幕末期に改変されて現状に残っているところです。また、明治時代に作られた現存のカマドとマヤを残しています。</p>
議長	<p>現地でないとうわかりにくいところがあります。細かいところは現地で確認させていただきたいと思います。移築前の植田にあったと考えられる時点の建物の推定もされています。移築前からそのまま持ってきたのかはわからないのですが、瓦葺きの下屋が無くて、軒先までふきおろしていたことが、痕跡から推定できる。その後、建物の中に光が入るように、茅葺の軒先を切って瓦葺の下屋を出し勾配を緩くしたようで、このような改変は全国的にみられる。以後、いくつかの改造を経ている。こういう調査結果が、じゃあ、どういう風にして、文化財としての保存、定義をしていくかの基準になっていくわけです。</p>

議長	<p>一番始めの元の状態に戻すとしたらどうなるかという、推測や不確定要素が出てくる。現在、文化財復原においては世界遺産など国際的にも、想像が主になる前で止めるというのが望ましいという認識です。</p> <p>この地域での近世の農家としての状態が復原のターゲットにありますので、そこが一つの考え方になる。活用計画にもありますが、庄屋クラスですが農家であることは間違いないので、農家としての典型的な形を保存することです。4代の増吉氏が、金融で財を成してくるんですが、それに伴いダイドコの南側に勝手口のようなところが出来てきます。店先で商いをするためのような玄関になってくるのであって、建物そのものの価値付けからいっても活用の便からいっても床を張る形に戻したほうが望ましいところになります。18世紀の中ごろくらいの農家としての様子を理解することが出来るというのが、部会としてワーキングをした中で考えた修理概要図になります。本日は、嘉永年間の絵図がありますので、皆さんで一度見てみましょう。</p>
	<p><b>【嘉永年間の絵図を見ながら現状と旧状の平面図について検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四代目増吉氏の代に作図され五代目松三郎氏が手を入れた家相図。家屋の配置と方位を見るための図面。</li> <li>・ 植田から建物を移築し、27年後に庄屋になり代官所の役人の接待をするために建物に手を入れている可能性がある。天保8(1837)年に四代目が結婚した。扉裏の墨書も天保8年なので、四代目の結婚に伴い建物に手を入れている可能性がある。天保年間に四代目が蔵を順次築造したことも古文書に記されている。</li> </ul>
事務局	風呂場が絵図にありますが、古民家として風呂がないと違和感がありませんか。
設計受託者	江戸期にさかのぼる物的に証拠が無いので、はっきりと示していません。便所についても、北側も建物として現状が新しく水締めもよくないので、解体しようという話になっていましたが、今回は付けています。作業用の外便所はありますが、生活上使うトイレがないのは違和感があるためです。お風呂もそうなのですが、カマドのヨコに煙だしのような痕跡があるので、ここが風呂場の可能性もある。
委員	尾張旭の松原家住宅の復元されたカマドにも、似たような排煙用の煙突があったので、カマドが移動した以前の痕跡の可能性もある。
事務局	風呂跡などと、表示するようなこともできますでしょうか。
委員	それはあると思います。
委員	風呂は、南側の玄関を入ったすぐのところに作るケースが多い。西尾張は特にほとんどその場所のようである。
議長	全体の方針を立ててみても、解体して細かく見ていくと違っていた、ということが新築とは違うので起こりうる。詳細は着工後の検討となります。
設計受託者	おそらくスタートから2・3ヶ月は工事進捗はそれほどはかどらないと思う。部材をはずして調べて調査をしながら方針を決めて判断するという作業が必要となる。

議長	<p>解体復原で徹底的に調べてから改修というわけではないので、不確定な要素は残る。とりあえずの方針として改修設計を決めて、現場でやってみたら例えばカマドの位置が違うという話はできますが、改修項目の中に入っていないと追加は大変なので、利活用を含め、漏れがないようにしていくというのが、現段階でやるべきことです。</p> <p>建物の部材としても良く残っているし、絵図等記録もありますから、ある程度昔の状況もイメージできますし、今後はこういうものを住民にいかに関えながら価値を守っていくかということ、整備するに当たってこういった資料を参考にしていくということであると思います。</p>
議長	<p>議題4の外構・利便設備の配置について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街道側からすぐ敷地に入ったところが庭園風になっているが、主屋ザンキ前の日本庭園を遺すこともあり、本来農家では、刎干しなどの農作業などをしていた場所でもあるため、小木は伐採してすっきりさせ、人がたまることのできるようにする。</li> <li>・利便施設について、新設のトイレは西側に置く案となっています。駐車場のレイアウトについては、2案。いずれも体験農園として農地を一部残す場合のレイアウトである。</li> </ul>
議長	<p>利便設備をどういう形でどこに整備するのが課題となっています。利便設備の条件について、どこに配置してもいいとか、浄化槽を設置するのかなど、建築技師のご担当から提示願えますでしょうか。</p>
事務局	<p>下水道は設置されていない地区ですので、浄化槽の設置が必要となっています。田などを使われる人もいるし、アクセス面からも西側に配置するのが適切かと考えています。水周りも含めて10㎡以内で計画しています。</p>
議長	<p>主屋の西側のトイレは時代が新しいもので痛みも激しく、主屋へ悪影響を及ぼすため撤去し、西側の鉄骨で補強したトタンによる高塀についても撤去することになっている。西側の田んぼに駐車場と、案として水田などのスペースを用意していくとなると、敷地範囲をセキュリティー上どう切っていくのかというのが一つ問題となる。主屋の敷地の後ろ側は塀で囲まれて敷地が切れる状態になっているが、西側の塀を撤去することで、管理区域をどう設定していくのが問題となる。水周りの新設位置も問題になります。主屋のみであれば、水屋付近の内部に設置することも想定されますが、演習農地などがあるならば、西側に設置したほうが利便性がよくなるということもある。水周りについては、浄化槽も含めて新たに設置するということになります。検討課題としてまだ残されているということだと思います。</p> <p>この案についても、どれがいいかということを決めるというよりも、バスによる送迎用のスペースをどう考えるかと、レベル設定をどうするかということですね。飯田街道にあわせようとする、敷地のレベル差が大きくなる。敷地に併せると、スロープができるようになる。そうすると、県道への出口が見通しの利くような設定にしていかななくてはいけないということですね。このあたりはこのような素案があるという話でよいでしょうか。</p>

事務局	<p>今日必ず決めなくてはいけないということではありませんが、補助金の申請等の事務手続きの関係により、スケジュールが前倒しになっておりますので、9月中にはほぼ駐車場や管理区域の設定などの詳細を決めないと、計画の完成や詳細設計の完成が間に合わなくなってしまいます。補助金の申請にも影響がでてきますので、第6回の委員会で最終決定したいと考えております。</p> <p>駐車場についても概要について決定できればと思っておりますが、素案の図を提示したのが本日初めてとなりますので、意見がございましたら後日メールなどでお伝えいただければと思います。</p>
委員	9月に第2回ワークショップと、地元の意見交換会がありますが、こちらの意見をハードに反映させるということではありませんか。
事務局	ハードについては決まった後になりますので、ソフトの面で話し合いをする場と考えております。補助金の申請の期限というのは、例年何月ごろになるのか教えていただきたいのですが。
オブザーバー	例年12月上旬には最終的な申請用の積算資料を送付する。
委員	建築の工事でも増減がでてくるのが予想される。どの程度の変更が認められるのか。
オブザーバー	基本的には、平成26年度の予算であると、11月中にはきちんとした数字を出す必要がある。
委員	A・B案で土量などが変わってくる。案は決めないといけないが、細かな変更による増減は見込まれる。ただ、概要がでていないというのは、補助金ではありえないと思いますが、細かな変更は認められると思います。
議長	<p>スケジュールを見ると、中井先生、向口先生を交えて、どういう設定がありえるかということをご個別に意見交換していただいたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>バスの送迎場としての想定もいいのですが、いろんな想定を全部入れると内容が膨らみすぎてしまう。何人くらいのどういう活動をするのかということをご想定して、今回はこういう想定だから自動車何台分が必要という想定を行政側で考えていたほうがいい。この絵の根拠はなんだと問いかけられたときに、市としてはこういうスタンスで利用していくんです、ということとリンクした駐車場の設定を説明できるようにしないと行けない。</p> <p>それができないと、初期設定をリセットしなくては行けないことになる。住民の方にはいろいろな立場の方がいるので、一度にご意見をまとめることは出来ない場合もある。そこで行政が、こういう施設なので、この範囲は入りません、ということをごある程度いわなくては行けない。西側の敷地の設定なども、ある程度想定していかなくては行けない。</p>
事務局	水田をどう考えるかということは、景観を考えれば、少しでも手前側に設定するということもありえる。そんなに水田の面積は広くなくても、景観要素になるのではないかと。駐車場はある程度ほしいということもある。
議長	<p>景観を考えて見せる水田であるのがA案ですし、駐車場の利便性を考えたB案ですが、中井委員と向口委員は実際の設計上のご経験がありますので、次回の委員会の前に議論するような場を設けたらどうでしょうか。議題4についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、現地での確認にうつります。</p>

	<p><b>【現地での討議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 駐車場の設計のための前提条件として、高低差を把握するためにレベル測量をする。畝、水路の位置も把握する。</li><li>・ 日常のイベント時の参加人数の想定と、駐車場利用予定の関係をまとめておく。</li></ul>
	<p>(午後 5 時 3 0 分終了)</p>